○登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の運用の変更について

[redacted]

○登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の運用の変更について

平成19年4月の不動産登記規則等の一部改正により，登記識別情報が有効であることの証明の請求については，登記識別情報の提供を必要とするが，登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の請求については，登記識別情報の提供を要しないこととなるため，調査票印刷後，回答帳票を作成するまでの手順に違いが生じる。

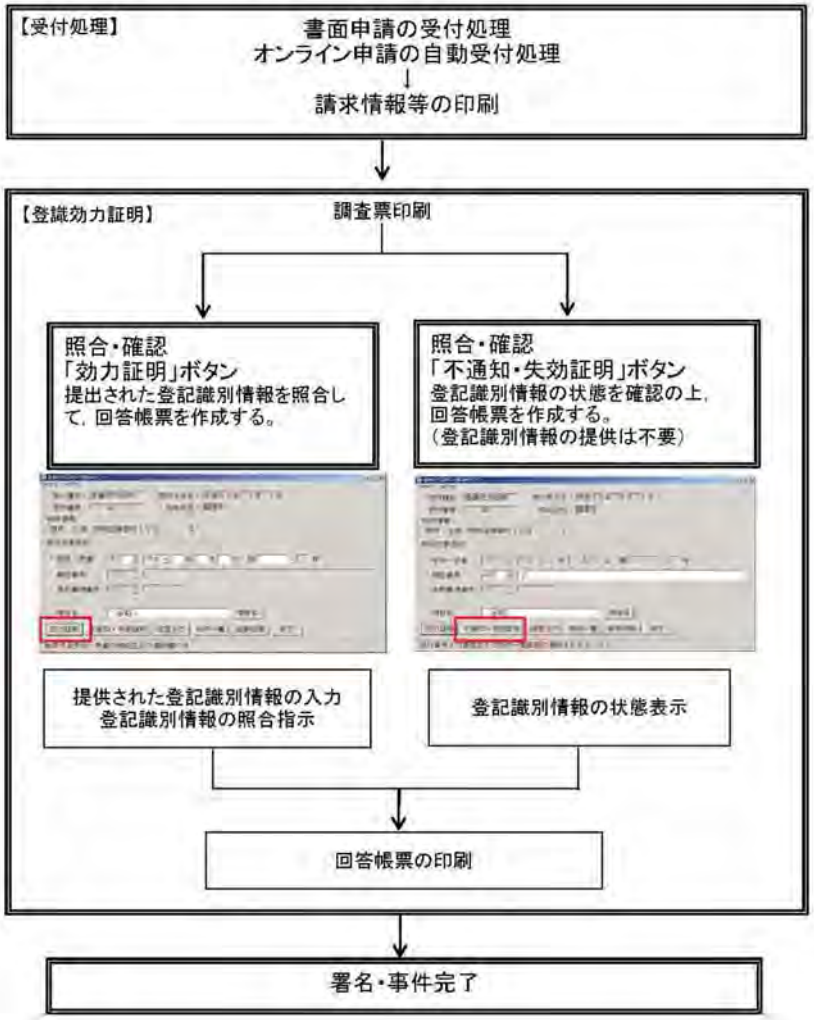

－198－